

令和元年村上市議会第1回臨時会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和元年5月24日（金曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議員発議第4号 天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議
- 第 4 議第49号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 議第50号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 第 6 議第51号 旧荒川地区公民館解体工事の工事請負契約の締結について
- 第 7 議第52号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（20名）

1番	小 杉 武 仁 君	2番	河 村 幸 雄 君
3番	本 間 善 和 君	4番	鈴 木 好 彦 君
5番	稲 葉 久 美 子 君	6番	渡 辺 昌 君
7番	尾 形 修 平 君	9番	鈴 木 い せ 子 君
11番	川 村 敏 晴 君	12番	小 杉 和 也 君
14番	竹 内 喜 代 嗣 君	15番	平 山 耕 君
17番	木 村 貞 雄 君	18番	小 田 信 人 君
19番	長 谷 川 孝 君	22番	大 滝 国 吉 君
23番	大 滝 久 志 君	24番	山 田 勉 君
25番	板 垣 一 徳 君	26番	三 田 敏 秋 君

○欠席議員（3名）

16番	川 崎 健 二 君	20番	小 林 重 平 君
21番	佐 藤 重 陽 君		

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長 高 橋 邦 芳 君

副市長	忠			聡	君
教育長	遠	藤	友	春	君
総務課長	竹	内	和	広	君
企画財政課長	東	海	林	豊	君
自治振興課長	山	田	和	浩	君
税務課長	建	部	昌	文	君
市民課長	八	藤	後	茂	君
環境課長	中	村	豊	昭	君
保健医療課長	信	田	和	子	君
介護高齢課長	小	田	正	浩	君
福祉課長	木	村	静	子	君
こども課長	鈴	木	美	宝	君
農林水産課長	大	滝	敏	文	君
地域経済 振興課長	川	崎	光	一	君
観光課長	大	滝		寿	君
建設課長	伊	与	部	善	久
都市計画課長	山	田	知	行	君
下水道課長	志	村		悟	君
水道局長	山	田	広	良	君
会計管理者	大	滝	慈	光	君
農業委員会 事務局長	小	川	良	和	君
選管・監査 事務局長	佐	藤	直	人	君
消防長	鈴	木	信	義	君
学校教育課長	菅	原		明	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	石	田	秀	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小	林	政	一
事 務 局 次 長	内	山	治	夫
副 参 事	鈴	木		涉

午前10時02分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は20名です。欠席の届け出のある者3名です。定足数に達しておりますので、これから令和元年第1回臨時会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和元年村上市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、5月1日に元号が平成から令和に改元されました。皇太子殿下が天皇陛下にご即位され、本市ゆかりの雅子皇太子妃殿下が皇后陛下になられました。ご即位当日は、慶祝のちょうちん行列を初め、村上まつり保存会によるおしゃぎり屋台の巡行、新潟漁業協同組合岩船港支所の皆様による漁船パレードの実施などさまざまな慶祝行事が行われ、市民の皆様とともにお祝いをさせていただきました。また、改元となりました5月1日から3日間、市役所及び各支所におきまして、ご記帳所を開設させていただきました。1,400名を超える皆様からご記帳いただきました。5月17日に記帳芳名簿として宮内庁に直接お届けをさせていただき、天皇皇后両陛下のご清祥、そして皇室の弥栄を市民の皆様とともにご祈念申し上げさせていただいたところであります。

次に、整備を進めてまいりました村上市スケートパークが竣工し、5月10日から12日までの日程で日本スケートボード選手権大会が開催され、全国各地から多くの皆様に村上市にお越しをいただきました。本大会におきましては、本市出身の平野歩夢選手が初優勝したわけではありますが、この結果により平野歩夢選手が来年開催される東京2020オリンピック大会におけるスケートボード日本代表強化指定選手に選出されましたことは大変喜ばしいことであり、今後も平野歩夢選手のご活躍をご祈念申し上げ、市民の皆様とともに応援をいたしてまいりたいと考えているところであります。今大会の招致につきましては、日本ローラースケート連盟を初めとして日本スケートボーディング連盟、日本スケートボード協会など、各関係機関、団体の皆様から格段のお力添えを賜り、実現することができました。改めて感謝申し上げます。いよいよ来年、令和2年はオリンピックイヤーであります。今後も各関係機関、団体の皆様と緊密な連携を図りながらローラースポーツ競技の振興を図ることはもちろんであります。施設のさらなる有効活用に取り組んでまいりたいと考えているところであります。また、決勝当日に南魚沼市とスポーツ振興連携協定を締結させていただきました。スポーツを通じて両市の連携強化を図ることはもちろんであります。これによりスポーツ振興による本市の活性化をより一層推進するとともに、拠点性の向上に取り組んでまいりたいと考えているところでありますので、議員各位におかれましては引き続き格段のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

このほか今年度新たにスタートした統合小・中学校の開校式、さらには荒川地区公民館の竣工式には議員各位にご出席を賜り、お祝いをいただいたところであります。改めて感謝を申し上げる次第であります。

本日提出いたしました議案は、人事案件1件、契約の締結2件、条例の改正1件の合わせて4件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君）　これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1　会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、12番、小杉和也君、25番、板垣一徳君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2　会期の決定

○議長（三田敏秋君）　日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る5月17日、議会運営委員会を開き、協議した結果、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3　議員発議第4号　天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議

○議長（三田敏秋君）　日程第3、議員発議第4号　天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議を議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

4番、鈴木好彦君。

〔4番　鈴木好彦君登壇〕

○4番（鈴木好彦君）　ただいま上程されました議員発議第4号　天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

5月1日に天皇陛下が即位され、令和の御代を迎えることになりました。まずもって新たな時代の幕あけを市民の皆様とともに村上市議会として祝意を表したいと思っております。新元号の令和は万葉

集に典拠し、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められております。日本の歴史と文化、伝統、四季折々の美しい自然は、世界に誇るべき大切な財産です。天皇陛下におかせられましたは、これまで人類と水の関係の初めとして、自然環境について熱心に研究を重ねてこられました。清らかなせせらぎと伝統と文化を重んじる市民憲章を掲げ、皇后陛下ゆかりの地である本市は、市民とともに天皇陛下のご即位に心からの祝意をささげまいりたく本決議を提案するものです。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、小林重平議員、木村貞雄議員、川村敏晴議員、竹内喜代嗣議員、板垣一徳議員、河村幸雄議員、尾形修平議員であります。そして、提出者は私、鈴木好彦でございます。

それでは、本文を朗読させていただきます。

賀 詞

天皇陛下におかせられましたは この度 風薫るよき日に 御即位になりましたことは まことに慶賀に堪えないところであります

ここに村上市議会は 市民を代表して 天皇皇后両陛下の益々の御健勝と 令和の御代の末永き弥栄をお祈りするとともに 謹んで慶祝の意を表します

ここは、議決の後に日にちが確定すると思われまます。

以上、村上市議会。

会議規則第14条の規定により提出するものです。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員発議第4号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第49号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第49号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を願います。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第49号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の推薦につきまして、議会のご意見を求めるものであります。

本市区域に法務大臣から委嘱されております人権擁護委員のうち、小田ルイ氏が令和元年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を適任と考え、引き続き推薦するものであります。略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。

これから議第49号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第50号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第50号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第50号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプの購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。

購入予定の消防資機材につきましては、消防団配備用の軽積載車4台、小型動力ポンプ3台を更新するものであります。

入札に当たりましては、専門的で特殊な技術を要することから、4月24日に消防ポンプ自動車取り扱い業者による指名競争入札を執行し、株式会社宮島工業所と契約金額2,123万9,808円で仮契約を締結したものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） それでは、ただいまの議第50号のことについてちょっと質問させていただきます。

企画財政課長、入札の件でちょっとお聞きしたいと思います。この仮契約には契約保証金免除となっておりますが、規則第136条4項第6号によるという格好ですが、私感じるには随意契約という格好でとれると思うのですが、議案は指名競争入札となっておりますが、この経緯はどういうことなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 今回の入札につきましては、指名競争入札でございます。指名競争入札につきましては、この春から私どもその指名をするということで、もう業者を選定するわけでございますので、確実に履行が見込まれるということで免除するというようにできる規定にしたということから、今回は免除しております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） もう一度確認しますけれども、第6項に対しては、随意契約を締結する場合においては、契約の相手が履行しないこととなるおそれがないという格好で書いてあるのですけれども、これは指名競争入札にも該当するのですか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 4月1日付で財務規則が改正になっておりまして、指名競争入札と、及び随意契約ということで範囲を広げたということがございます。

○3番（本間善和君） わかりました。了解しました。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第50号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第51号 旧荒川地区公民館解体工事の工事請負契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第51号 旧荒川地区公民館解体工事の工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第51号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、旧荒川地区公民館解体工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。

本工事は、荒川地区公民館の新施設供用開始に伴い、旧施設の解体を行うものであります。

入札に当たりましては、平成31年4月23日に5者による一般競争入札を執行し、株式会社日本建機と1億5,400万円で仮契約を締結したものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） もう一度企画財政課長にお伺いしたいと思います。

今回の工期が10月の21日ということで、契約自体が4月以降入札し、10月を超えるということで、消費税10%でこれ計算しております。これは、国の通達指導だと思うのですが、そこですけれども、21日工期が超えたということで、10%で今仮契約しているという格好ですけれども、例

えば解体工事なものですから、9月30日で履行したといった場合、どういう格好になるのですか、この契約書は。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 消費税の点でいきますと、9月30日までに引き渡しを受けた場合は8%を適用ということになります。そういうことがもう見込めるような状態になれば、契約はやっぱり変更ということになろうかと思えます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） ということは、もう一度ですけれども、仮契約の議案としてののってくるということ間違いはないですね。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 金額の範囲によると思います。消費税だけということになれば、市長の専決規程の中に工事費の100分の5、上限1,000万円ということで専決の規程をいただいておりますので、その範囲でおさまるといふことになれば専決をさせていただくということになろうかと思えます。

○3番（本間善和君） わかりました。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） これは、担当課長になると思うのですけれども、予算書では2億5,000万円の工事費という格好で上がっております。今回約1億5,000万円。残りの金額については、どんな工事になるのでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 今年度予定してございますのが、ただいまお願いしてございます旧公民館の解体工事でございます。解体工事終了後、直ちに駐車場の整備工事、舗装工事にかかりますので、そちらのほうの予算を含めての今回予算でございます。

○3番（本間善和君） わかりました。結構でございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第51号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第52号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第52号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第52号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。国の消費税率引き上げに伴う低所得者への介護保険料の軽減対策につきましては、生活保護被保護者や住民税非課税世帯で所得の低い方などを対象として、平成27年4月の消費税率8%導入時に所得段階別保険料で最も低い第1段階について基準額に対する割合を0.05の引き上げを行っており、消費税率10%導入時にはその割合を第1段階で0.3、第2段階で0.5、第3段階で0.7に引き下げを拡大する方針が示されているところであります。このたび本年10月からの消費税率10%への引き上げに伴う低所得者への介護保険料の軽減強化につきましては、国の2019年度予算が本年3月に成立したことを受け、減額負荷に係る減額幅の基準を財源措置に関して介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されたところであり、この政令により、村上市介護保険条例に定める保険料率について、対象となる第1段階から第3段階の軽減を行うため、第1段階については基準額割合を0.5から0.375とし、年額保険料を3万5,400円から2万6,550円に、第2段階につきましては基準額割合を0.7から0.575とし、年額保険料を4万9,560円から4万710円に、第3段階につきましては基準額割合を0.75から0.725とし、年額保険料を5万3,100円から5万1,330円に減額し、本年4月1日から適用しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第52号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じ、令和元年第1回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午前10時28分 閉 会